平成22年度　第７回　特別研修の実施計画

財団法人省エネルギーセンターは、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第20号）附則第７条に基づく第７回特別研修に関して、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第８条第９項の規定に基づき、実施する期日、場所、その他特別研修の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

平成22年３月19日

財団法人省エネルギーセンター

会　長　南　　直哉

１．特別研修の日程、実施場所及び募集人員

⑴　研修を実施する期日及び日程

平成22年６月15日（火）

時　　間	９：30～15：50	16：20～17：40
内　　容	講義	修了試験

⑵　実施場所及び募集人員

実　施　場　所	募　集　人　員	
	熱管理士[1)]	電気管理士[2)]
北海道経済センター　札幌市中央区北１条西２－２	50	50
仙台国際センター　仙台市青葉区青葉山	100	100
東京ビッグサイト　江東区有明３―11―１	700	400
愛知県産業労働センター　名古屋市中村区名駅４－４―38	200	200
富山県中小企業研修センター　富山市赤江町１－７	50	50
マイドームおおさか　大阪市中央区本町橋２－５	300	200
広島商工会議所　広島市中区基町５―44	100	100
かがわ国際会議場　高松市サンポート２－１	100	100
サンポートホール高松　高松市サンポート２－１		
九州ビルディング　福岡市博多区博多駅南１－８―31	200	200
財団法人福岡県中小企業振興センター　福岡市博多区吉塚本町９―15		
沖縄産業支援センター　那覇市小禄1831―１	50	50

１）熱管理士とは、熱管理士免状取得者、熱管理士試験合格者、熱管理研修修了者をいう。

２）電気管理士とは、電気管理士免状取得者、電気管理士試験合格者、電気管理研修修了者をいう。

※実施場所は都合により変更する場合があります。

２．修了試験課目及び講義の課目別時間数

修了試験課目	講　義　課　目	講義時間
エネルギー総合管理及び法規	１　エネルギー総合管理 ２　エネルギーの使用の合理化に関する法律及び命令	６時限 １時限

（備考）この表において、１時限は、40分とする。

３．修了試験

修了試験は２．の講義課目を全て受講した者に対して行います。

４．特別研修申込書受付期間

平成22年４月２日（金）～平成22年４月19日（月）

申込の方法はすべて郵送とし、申込書受付期間内の消印があるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便は、受付期間内に到着したもの）に限り受け付けます。

５．特別研修受講料

20,000円（非課税）（テキスト代を含む）

６．特別研修申込書提出先

財団法人　省エネルギーセンター　エネルギー管理試験・講習センター　試験部

〒104―0032 東京都中央区八丁堀３―19―９　ジオ八丁堀ビル（電話 03―5543―3019）

７．特別研修受講資格

特別研修を受けることのできる者は、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第20号）附則別表第一に該当する者です。このうち、エネルギーの使用の合理化に関する実務に１年以上従事していることが必要な者は、申込書に「エネルギー使用合理化実務証明書」を添付する必要があります。

８．特別研修申込書配布箇所

機　関　名	住　所	電　話
㈶省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習センター　試験部	〒104―0032 東京都中央区八丁堀３―19―９　ジオ八丁堀ビル	（03）5543―3019
㈶省エネルギーセンター　北海道支部	〒060―0001 札幌市中央区北１条西２－２　北海道経済センタービル	（011）271―4028